法第63条第１項又は第２項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　請　書　・　添　付　書　類 | | | | | 第１項  （認定） | 第２項  （特例認定） | |
| 認定（仮認定）特定非営利活動法人合併認定申請書（島根県規則様式第16号） | | | | |  |  | |
| １　寄附者名簿（注）1 | | | | |  |  | |
| ２　認定基準等に適合する旨及び第47条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類(注)2,3 | | | | | | | |
|  | 一号基準 | イ、ロ、ハのいずれか１つの基準を選択してください。(注)4 | | |  |  |  |
|  | イ　相対値基準・原則　又は　相対値基準・小規模法人 | |  |  |  |
|  |  | 認定基準等チェック表（第１表　相対値基準・原則用） |  |  | |
| 認定基準等チェック表（第１表　相対値基準・小規模法人用） |  |
|  |  | 受け入れた寄附金の明細表（第１表付表１　相対値基準・原則用） |  |
| 受け入れた寄附金の明細表（第１表付表１　相対値基準・小規模法人用） |  |
|  |  | 社員から受け入れた会費の明細表（第１表付表２　相対値基準用） |  |
| ロ　絶対値基準 | |  |  | |
|  |  | 認定基準等チェック表（第１表　絶対値基準用） |  |  | |
| ハ　条例個別指定基準 | |  |  |  |
|  |  | 認定基準等チェック表（第１表　条例個別指定法人用） |  |  | |
| 二号基準 | いずれかの書類を提出することとなります。 | | |  | | |
|  | 認定基準等チェック表（第２表） | |  |  | |
|  | 認定基準等チェック表（第２表　条例個別指定法人用） | |  |  | |
| 三号基準 | 認定基準等チェック表（第３表） | | |  |  | |
| 役員の状況（第３表付表１） | | |  |  | |
| 帳簿組織の状況（第３表付表２） | | |  |  | |
| 四号基準 | 認定基準等チェック表（第４表） | | |  |  | |
| 役員等に対する報酬等の状況（第４表付表１） | | |  |  | |
| 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表付表２） | | |  |  | |
| 五号  基準 | 認定基準等チェック表（第５表） | | |  |  | |
| 六～八  号基準 | 認定基準等チェック表（第６、７、８表） | | |  |  | |
| 欠格事由チェック表 | | | |  |  | |
| ３　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | | | | |  |  | |

(注意事項)

1　条例個別指定基準に適合する法人、法第63条第２項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②、58②、63⑤、法令９②）。

2　各認定基準等チェック表のうち、第１表、第２表及び第４表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令９③⑤）。

3　各認定基準等チェック表のうち、第３表、第４表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第５表及び第６、７、８表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令９③⑤）。

4　法第63条第２項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法59一、63⑤、法令９②